

2024年9月24日

受益者の皆様へ

ニッセイアセットマネジメント株式会社

「ニッセイ／パトナム・グローバルバランスオープン（標準型）」＜愛称：ゆめ計画50＞

信託約款の変更予定のお知らせ

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では、「ニッセイ／パトナム・グローバルバランスオープン（標準型）」（以下、「当ファンド」ということがあります）につきまして、下記の通り信託約款の変更を予定しておりますのでお知らせいたします。

何卒ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 予定している信託約款の変更の理由

当ファンドは2000年1月14日の設定以来、投資信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ってまいりましたが、長期にわたり運用成績が振るわない状況が継続していることから、抜本的な運用方針の見直しを行うことで受益者の皆様の投資収益の向上を目指してまいります。また、投資対象の変更にともない当ファンドの名称を変更するとともに、受益者の皆様の利益に資するため運用管理費用（以下「信託報酬」といいます。）を引下げいたします。なお、運用方針の見直しとあわせ、当ファンドのお申込みにかかる約定基準価額のブラインドを一層確保することを目的に、当ファンドの主要な外国投資対象資産にかかる取引所の休業日または当該国の休日と同日を購入・換金の申込受付不可日とする変更も行います。

2. 信託約款の変更の内容（変更内容の詳細は投資信託約款変更新旧対照表をご参照ください）

変更事項	変更の内容																								
運用方針の変更	当ファンドにおける投資対象資産の配分比率に変更はありません。投資対象の各資産における変更は以下のとおりです。 (1) 国内株式運用部分 ・ 投資対象マザーファンドを「ニッセイ国内株式マザーファンド」から投資環境に応じて適宜マザーファンドを変更するマルチマネージャー方式へ変更し、マザーファンドの組入比率を適切に調整します。 (2) 国内債券運用部分 ・ 投資対象マザーファンドを「ニッセイ国内債券マザーファンド」から「ニッセイ国内公社債クレジット特化型マザーファンド」および「ニッセイ国内債券アクティブ（金利戦略重視型）マザーファンド」に変更し、両マザーファンドの組入比率を適切に調整します。 (3) 外国株式運用部分 ・ 投資対象マザーファンドを「ニッセイ／パトナム・海外株式マザーファンド」から投資環境に応じて適宜マザーファンドを変更するマルチマネージャー方式へ変更し、マザーファンドの組入比率を適切に調整します。 (4) 外国債券運用部分 ・ 投資対象マザーファンド（ニッセイ／パトナム・海外債券マザーファンド）に変更はありません。																								
当ファンド名称の変更	【変更後の名称】 ニッセイグローバルバランスオープン（標準型）																								
信託報酬の引下げ <small>〔信託報酬の内訳は参考情報〕</small>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">【変更前〔税抜：年率〕】</th> <th colspan="4">【変更後〔税抜：年率〕】</th> </tr> <tr> <th>総額</th> <th>委託</th> <th>販社</th> <th>受託</th> <th>総額</th> <th>委託</th> <th>販社</th> <th>受託</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.30%</td> <td>0.70%</td> <td>0.50%</td> <td>0.10%</td> <td>0.89%</td> <td>0.48%</td> <td>0.34%</td> <td>0.07%</td> </tr> </tbody> </table>	【変更前〔税抜：年率〕】				【変更後〔税抜：年率〕】				総額	委託	販社	受託	総額	委託	販社	受託	1.30%	0.70%	0.50%	0.10%	0.89%	0.48%	0.34%	0.07%
【変更前〔税抜：年率〕】				【変更後〔税抜：年率〕】																					
総額	委託	販社	受託	総額	委託	販社	受託																		
1.30%	0.70%	0.50%	0.10%	0.89%	0.48%	0.34%	0.07%																		
申込受付不可日の追加	ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドン証券取引所、ロンドンの銀行のいずれかの休業日と同日の場合は、購入・換金の申込みの受け付けを行いません。																								

3. 今後の日程および手続き（④以降の日程は予定です）

① 公告日	2024年9月24日
② 異議申立期間	2024年9月24日から2024年10月29日まで
③ 信託約款変更の決定日	2024年10月30日
④ 異議申立受益者の買取請求期間	2024年11月8日から2024年11月27日まで
⑤ 信託約款変更日	2024年12月23日（マザーファンド入替開始）
⑥ 信託約款変更効力発生日	2025年3月20日

- 公告日現在の受益者は、異議申立期間中に、ニッセイアセットマネジメント株式会社に対し、書面により、この信託約款の変更に関する異議を申し立てることができます（詳細は「4. 異議申立ての方法」をご参照ください）。

なお、2024年9月20日以降に当ファンドのご購入をお申込みいただき、これにともない取得した受益権については上記の異議を申し立てることはできません。また、2024年9月24日時点で保有する全口数を既にご解約されている受益者の方につきましても上記異議を申し立てることができません。誤って当文書がお手元に送付されました場合は、何卒ご容赦くださいますようお願い申し上げます。当信託約款の変更に関する異議のない場合は、特に必要なお手続きはございません。

- 当ファンドの異議申立てされた受益者の受益権の合計口数が2024年9月24日現在の当ファンドの受益権総口数の2分の1を超えない場合、信託約款の変更の実施を決定いたします。なお、この場合、信託約款の変更を行う旨を弊社ホームページ（<https://www.nam.co.jp/>）にてお知らせいたします。

2分の1を超えた場合は、信託約款の変更は行わず運用を継続いたします。その場合は、信託約款の変更を行わない旨を、異議申立期間終了後速やかに弊社ホームページにて電子公告し、かつ受益者の皆様に書面にてお知らせいたします。

○ 信託約款の変更が行われる場合、信託約款変更効力発生日は、2025年3月20日となります。

4. 異議申立ての方法

予定しております信託約款の変更に対し**異議のある受益者の方は**、下記の宛先に以下の内容を書面にご記入のうえ、2024年10月29日までに必着のご郵送にて異議を申し立てください。

(1) 宛先 〒100-8219 東京都千代田区丸の内1丁目6番6号 日本生命丸の内ビル
ニッセイアセットマネジメント株式会社 投資信託業務部 信託約款変更担当

(2) ご記入いただく内容

- | |
|--|
| <p>① ファンド名
② ご住所 ③ お名前（記名・捺印） ④ ご連絡先電話番号（日中連絡先）
⑤ ご購入の販売会社、取引店名、口座番号※
⑥ 信託約款の変更について反対する旨（例：「上記受益権について、信託約款の変更に反対します。」）</p> |
|--|

※ 当ファンドに関し、複数の販売会社で口座をお持ちの方、同一販売会社であっても複数口座をお持ちの方は、保有するすべての販売会社、取引店名、口座番号をご記入ください。

○ 上記の記入内容に不備等がある場合には、異議申立てを受付できなくなる場合があります。

○ 異議申立ての受益者の受益権口数を確認するため、販売会社に対して口数の確認を行います。

なお、その際、必要がある場合にはご本人様の確認のための書類をご提出いただくことがあります。

○ 異議申立てにあたり、お客様に関する情報を販売会社、受託銀行（再信託受託会社を含みます）および委託会社（弊社）が共有することにご同意いただいたこととさせていただきます。なお、本手続きにともない取得した個人情報[※]は異議申立ておよび買取請求に関する事務を処理するためのみに利用し、それ以外の目的には使用いたしません。

5. 異議申立ての受益者の買取請求手続きについて

信託約款の変更が行われる場合には、**異議申立てされた受益者は**、以下の手続きにより、自己に帰属する受益権について、信託財産による買取りを請求することができます。

なお、異議申立てされた受益者が必ず買取請求をしなければならないわけではありません。販売会社で通常通りご換金いただくこともできます。

(1) 手続き手順

- ① 異議申立てをされた受益者に対し、委託会社（弊社）から「買取請求のご案内」等を発送
- ② 買取請求必要書類にご記入のうえ販売会社へご提出、またマイナンバー（個人番号）の確認にともなう書類について受託銀行（三菱UFJ信託銀行）へご提出
- ③ 販売会社／委託会社を経由しての受託銀行への買取請求必要書類の送付
- ④ 受託銀行での買取請求必要書類の受理
- ⑤ 受託銀行での当ファンドの信託財産による買取りの実行
- ⑦ 受託銀行からお客様のご指定銀行口座への受取金額の振込み

(2) 買取請求の相手方

買取請求は、信託約款の変更に対し異議を申し立てた受益者が、法令に基づいて受託銀行に対して行うものであり、販売会社に対して行うものではありません。

(3) 買取価額

買取りの価額は、当該受益権が有すべき公正な価額となります。ここでの公正な価額とは受託銀行で必要書類を受理した日の翌営業日に算出される基準価額とさせていただきます。

- 受取金額は、**上記買取価額から振込手数料を差し引いた金額**となります。また、このような諸般の手続きが必要となるため、**受取金額のお支払いまでには、通常の換金請求よりも日数を要する可能性があります。**

(4) 買取請求期間

2024年11月8日から2024年11月27日まで

(5) その他

異議申立期間中、買取請求期間中ともに、信託約款の変更に異議を申し立てたか否かにかかわらず、販売会社においては通常通り、ご換金のお申込みを受付いたします。ただし、買取請求を行った受益権については、ご換金のお申込みを行うことはできなくなりますのでご注意ください。

6. 本件に関するお問い合わせ先

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506 (9:00～17:00 土日祝日・年末年始を除く)

以上

約款変更に関するQ&A

Q 1. なぜ信託約款の変更を行うのですか？

A 1. 今回の信託約款の変更は、ファンドの運用成績を改善することをめざし行います。具体的には、国内株式、外国株式、国内債券の運用方針を見直し、より効果的な運用手法を導入することをめざしています。これまでの運用ではリターンが不振であり、特に国内株式の運用スタイルに偏りがあったことや外国株式の銘柄選択が芳しくなくパフォーマンスにマイナスの影響を与えていました。新たな運用戦略として、マルチ・マネージャー戦略を採用し、複数の運用スタイルを組み合わせることで、リスクを分散しつつ安定した超過リターンをめざします。また、国内債券についても、クレジット収益の獲得をめざすことで、パフォーマンスの向上を図ってまいります。

Q 2. なぜ今回のタイミングで、運用の変更を行うことを判断したのですか？

A 2. 今回のタイミングで運用の変更を行うことを判断した理由は、近年の市場環境の変化とプロダクトガバナンスの強化にあります。2000年の設定以来、運用成績が不振であったことは認識しており、これまでも運用体制の強化や変更を試みてきました。しかし、十分な成果が得られなかったため、より抜本的な改善が必要と判断しました。また、金融庁の「プログレスレポート 2022」などで指摘されたように、受益者の皆様に対してコストに見合った成果を提供するためのプロダクトガバナンスの重要性が高まっています。これを受けて、弊社では商品性の課題を解決するための取り組みを強化しました。これらの背景から、今回のタイミングで抜本的な運用の変更を行うことが最適と判断しました。

Q 3. 信託約款の変更に対して、どのように意思表示を行うのですか？

A 3. 信託約款の変更にご異議のない場合は、お手続きの必要はございません。

ご異議がある場合は、委託会社（弊社）に対して書面にて「異議申立て」のお手続きを行ってください。

「異議申立て」のお手続きについては「「ニッセイ／パトナム・グローバルバランスオープン（標準型）」＜愛称：ゆめ計画50＞ 信託約款の変更のお知らせ」の「4. 異議申立ての方法」をご参照願います。

Q 4. 信託約款の変更の決定はどのように確認できますか？

A 4. 信託約款の変更が決定した場合、2024年10月30日に委託会社（弊社）のホームページ（<https://www.nam.co.jp/>）にてお知らせいたします。

Q 5. 異議を申し立てた受益者の買取請求と通常の換金とは何が違うのですか？

A 5. 買取請求と通常の換金との違いは、以下の通りです。

なお、買取請求を行った受益権については、通常の換金のお申込みを行うことができなくなりますので、ご注意ください。

◀ 「買取請求」と「通常の換金」の比較 （個人の場合） ▶

	通常の換金	買取請求
お申込みできる方	すべての受益者	異議を申し立てた受益者のみ
提出書類	提出書類はありません。	異議申立てをされた受益者に対し、委託会社（弊社）から「買取請求のご案内」等を発送します。買取請求必要書類にご記入のうえ、販売会社へご提出ください。また、マイナンバー（個人番号）の確認にともなう書類について受託銀行（三菱UFJ信託銀行）へご提出ください。
換金・買取価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額	受託銀行（三菱UFJ信託銀行）が必要書類を受理した日の翌営業日に算出される基準価額
受取金額	上記価額 （振込手数料等の費用はかかりません）	上記価額から振込手数料を差し引いた金額
課税関係	換金価額と取得価額の差益に対して、20.315%（所得税15%・復興特別所得税0.315%・地方税5%）が課税されます。 →譲渡所得として、申告分離課税の対象となり、原則として確定申告が必要となります。 ただし、源泉徴収選択口座（特定口座）を選択した場合、申告不要制度が適用されます。	買取価額と取得価額の差益に対して、20.315%（所得税15%・復興特別所得税0.315%・地方税5%）が課税されます。 →譲渡所得として、申告分離課税の対象となり、原則として確定申告が必要となります。 なお、受託銀行による買取りのため、源泉徴収選択口座（特定口座）での取り扱い対象にはなりません。 お客様ご自身での納税手続きが必要となりますので、ご注意ください。
換金代金のお支払い	換金申込受付日から起算して、原則として5営業日目からお支払いします。 販売会社のお客様の口座に入金されます。	お客様の買取請求申込日に受託銀行での処理が完了しない場合がありますので、受取金額のお支払いまでには、 通常の換金請求よりも日数を要する可能性があります。

以上

追加型証券投資信託「ニッセイ／パトナム・グローバルバランスオープン（標準型）」

投資信託約款変更新旧対照表

新	旧
<p>(ファンド名称) ニッセイグローバルバランスオープン（標準型）</p> <p style="text-align: center;">運用の基本方針</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(1) 投資対象</p> <p>下記の各親投資信託の受益証券を主要投資対象とします。</p> <p>親投資信託 <u>ニッセイ国内公社債クレジット特化型 マザーファンド</u></p> <p>親投資信託 <u>ニッセイ国内債券アクティブ（金利戦略重視型） マザーファンド</u></p> <p>(削除)</p> <p>親投資信託 ニッセイ／パトナム・海外債券マザーファンド</p> <p><u>その他、別に定める親投資信託（以下「投資対象ファンド」といいます。＊）の受益証券を主要投資対象とします。</u>なお、直接株式、公社債等に投資を行う場合があります。</p> <p><u>※ 今後、投資対象ファンドが追加または変更になる場合があります。</u></p> <p>(2) 投資態度</p> <p>① 主として上記各親投資信託の受益証券および投資対象ファンドの受益証券に投資を行い、信託財産の中長期的な成長をめざします。</p> <p>② 基準ポートフォリオは、下記の比率で基準配分します。ただし、市況動向等によっては内外の株式、公社債等に投資を行う場合があります。</p> <p><u>国内株式を投資対象とするマザーファンド</u> …30%</p> <p><u>ニッセイ国内公社債クレジット特化型マザーファンド、</u> <u>ニッセイ国内債券アクティブ（金利戦略重視型） マザーファンド</u> …35%</p> <p><u>海外株式を投資対象とするマザーファンド</u> …20%</p> <p>ニッセイ／パトナム・海外債券</p>	<p>(ファンド名称) ニッセイ／パトナム・グローバルバランスオープン（標準型）</p> <p style="text-align: center;">運用の基本方針</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(1) 投資対象</p> <p>下記の各親投資信託の受益証券を主要投資対象とします。</p> <p>親投資信託 <u>ニッセイ国内株式マザーファンド</u></p> <p>親投資信託 <u>ニッセイ国内債券マザーファンド</u></p> <p>親投資信託 <u>ニッセイ／パトナム・海外株式マザーファンド</u></p> <p>親投資信託 ニッセイ／パトナム・海外債券マザーファンド</p> <p>なお、直接株式、公社債等に投資を行う場合があります。</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>① 主として上記各親投資信託の受益証券に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を旨とします。</p> <p>② 基準ポートフォリオは、下記の比率で基準配分します。ただし、市況動向等によっては内外の株式、公社債等に投資を行う場合があります。</p> <p><u>ニッセイ国内株式マザーファンド</u> …30%</p> <p><u>ニッセイ国内債券マザーファンド</u> …35%</p> <p><u>ニッセイ／パトナム・海外株式マザーファンド</u> …20%</p> <p>ニッセイ／パトナム・海外債券</p>

新	旧
<p>マザーファンド …10% 短期金融資産 … 5%</p> <p>③ 基準ポートフォリオの構成比率は、短期間での見直しは原則として行わず、それぞれ±5% (ニッセイ国内公社債クレジット特化型 マザーファンドおよびニッセイ国内債券アクティブ(金利戦略重視型) マザーファンドの合計は±10%) 以内に変動幅を抑制します。</p> <p>④ 各投資対象ファンドへの投資割合は、上記基準ポートフォリオの範囲内でリターン特性等を基に決定します。各投資対象ファンドへの投資割合は定期的な見直しを行うほか、市場環境等に応じて変更を行います。また適宜リバランスを行います。なお、全ての投資対象ファンドに投資するとは限りません。</p> <p>⑤ 投資対象ファンドについては、定性・定量評価等により適宜見直しを行います。この際、投資対象ファンドとして定められていた投資信託証券が投資対象ファンドから除外されること、もしくは新たな投資信託証券が投資対象ファンドとして定められることがあります。</p> <p>⑥ (略) ⑦ (略)</p> <p>(略)</p>	<p>マザーファンド …10% 短期金融資産 … 5%</p> <p>③ 基準ポートフォリオの構成比率は、短期間での見直しは原則として行わず、それぞれ±5% (ニッセイ国内債券マザーファンドは±10%) 以内に変動幅を抑制します。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>④ (略) ⑤ (略)</p> <p>(略)</p>
<p style="text-align: center;">追加型証券投資信託 ニッセイグローバルバランスオープン (標準型) 約 款</p> <p>(信託期間) 第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第55条第1項、第56条第1項、第57条第1項、または第59条第2項の規定による信託終了日または信託契約解約の日までとします。</p> <p>(追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法) 第8条 (略) ② 前項の場合の取得申込日がニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドン証券取引所、ロンドンの銀行のいずれかの休業日と同日の場合は、原則として受益権の取得申込の受付は行いません。ただし、第51条第2項および第3項に規定する収益分配金の再投資にかかる取得申込に限ってこれを受付けるものとします。</p> <p>③ (略)</p>	<p style="text-align: center;">追加型証券投資信託 ニッセイ/パトナム・グローバルバランスオープン (標準型) 約 款</p> <p>(信託期間) 第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第55条第1項、第56条、第57条第1項、または第59条第2項の規定による信託終了日または信託契約解約の日までとします。</p> <p>(追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法) 第8条 (略) (新設)</p> <p>② (略)</p>

新	旧
<p>④ (略)</p> <p>(受益権の申込単位、価額および手数料等)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>② 取扱販売会社は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、最低申込単位を1口単位として取扱販売会社が定める単位をもって取得の申込に応ずることができるものとします。ただし、別に定めるニッセイグローバルバランスオープン自動けいぞく(累積)投資約款にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応ずることができるものとします。</p> <p>③～⑧ (略)</p> <p>(運用の指図範囲等)</p> <p>第20条 委託者は、信託金を、主としてニッセイアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された「<u>ニッセイ国内公社債クレジット特化型 マザーファンド</u>」、「<u>ニッセイ国内債券アクティブ(金利戦略重視型) マザーファンド</u>」、「<u>ニッセイ/パトナム・海外債券マザーファンド</u>」の受益証券および別に定める親投資信託(以下「<u>投資対象ファンド</u>」)といいます。) (以下、それぞれを総称し「マザーファンド」)の受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. (略)</p> <p>4. (略)</p> <p>5. (略)</p> <p>6. (略)</p> <p>7. (略)</p> <p>8. (略)</p> <p>9. (略)</p> <p>10. (略)</p>	<p>③ (略)</p> <p>(受益権の申込単位、価額および手数料等)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>② 取扱販売会社は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、最低申込単位を1口単位として取扱販売会社が定める単位をもって取得の申込に応ずることができるものとします。ただし、別に定めるニッセイ/パトナム・グローバルバランスオープン自動けいぞく(累積)投資約款にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応ずることができるものとします。</p> <p>③～⑧ (略)</p> <p>(運用の指図範囲等)</p> <p>第20条 委託者は、信託金を、主として第1号から第4号までのニッセイアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託(以下、それぞれを総称し「マザーファンド」)の受益証券ならびに次の第5号から第26号までに掲げる有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。</p> <p>1. <u>ニッセイ国内株式マザーファンド</u></p> <p>2. <u>ニッセイ国内債券マザーファンド</u></p> <p>3. <u>ニッセイ/パトナム・海外株式マザーファンド</u></p> <p>4. <u>ニッセイ/パトナム・海外債券マザーファンド</u></p> <p>5. (略)</p> <p>6. (略)</p> <p>7. (略)</p> <p>8. (略)</p> <p>9. (略)</p> <p>10. (略)</p> <p>11. (略)</p> <p>12. (略)</p> <p>13. (略)</p> <p>14. (略)</p>

新	旧
<p>11. (略)</p> <p>12. (略)</p> <p>13. (略)</p> <p>14. (略)</p> <p>15. (略)</p> <p>16. (略)</p> <p>17. (略)</p> <p>18. (略)</p> <p>19. (略)</p> <p>20. (略)</p> <p>21. (略)</p> <p>22. (略)</p>	<p>15. (略)</p> <p>16. (略)</p> <p>17. (略)</p> <p>18. (略)</p> <p>19. (略)</p> <p>20. (略)</p> <p>21. (略)</p> <p>22. (略)</p> <p>23. (略)</p> <p>24. (略)</p> <p>25. (略)</p> <p>26. (略)</p>
<p>なお、<u>第1号</u>の証券または証書、<u>第12号</u>および<u>第17号</u>の証券または証書のうち<u>第1号</u>の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、<u>第2号</u>から<u>第6号</u>までの証券ならびに<u>第12号</u>および<u>第17号</u>の証券または証書のうち<u>第2号</u>から<u>第6号</u>までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、<u>第13号</u>の証券および<u>第14号</u>の証券を以下「投資信託証券」といいます。</p>	<p>なお、<u>第5号</u>の証券または証書、<u>第16号</u>および<u>第21号</u>の証券または証書のうち<u>第5号</u>の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、<u>第6号</u>から<u>第10号</u>までの証券ならびに<u>第16号</u>および<u>第21号</u>の証券または証書のうち<u>第6号</u>から<u>第10号</u>までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、<u>第17号</u>の証券および<u>第18号</u>の証券を以下「投資信託証券」といいます。</p>
<p>② (略)</p> <p>③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。</p> <p>④～⑩ (略)</p>	<p>② (略)</p> <p>③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項<u>第1号</u>から<u>第4号</u>までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。</p> <p>④～⑩ (略)</p>
<p>(信託報酬等の総額および支弁の方法)</p>	<p>(信託報酬等の総額および支弁の方法)</p>
<p>第47条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第44条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の<u>89</u>の率を乗じて得た金額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。</p>	<p>第47条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第44条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の<u>130</u>の率を乗じて得た金額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。</p>
<p>②～③ (略)</p> <p>④ 委託者は、<u>主要投資対象とする「ニッセイ／ブラウン・グローバル・リーダーズ株式 マザーファンド」</u>、「<u>ニッセイ／サンダース・グローバルバリュー株式Ⅱ マザーファンド</u>」および「<u>ニッセイ／パトナム・海外債券マザーファンド</u>」の運用の指図に関する権限の委託を受けた者が受ける報酬を次のとおり支弁するものとします。</p> <p><u>信託財産に属する「ニッセイ／ブラウン・グローバル・リーダーズ株式 マザーファンド」の時価総額に毎日、年10,000分の49の率を乗じて得た金額を、第1項に基づいて委託者が受ける報酬から毎年3月、6月、9月および12月の各末日後また</u></p>	<p>②～③ (略)</p> <p>④ 委託者は、<u>第20条第1項第3号に規定する「ニッセイ／パトナム・海外株式マザーファンド」</u>および<u>第4号に規定する「ニッセイ／パトナム・海外債券マザーファンド」</u>の運用の指図に関する権限の委託を受けた者が受ける報酬を、<u>第1項に基づいて委託者が受ける報酬から支弁するものとし、その報酬額は当該計算期間を通じて毎日、信託財産に属する「ニッセイ／パトナム・海外株式マザーファンド」の時価総額に年10,000分の50の率を乗じて得た金額、および「ニッセイ／パトナム・海外債券マザーファンド」の時価総額に年10,000分の40の率を乗じて得た金額</u>とします。</p>

新	旧
<p><u>は投資一任契約終了時に支弁します。</u> <u>信託財産に属する「ニッセイ／サンダース・グローバルバリュー株式Ⅱ マザーファンド」の時価総額に年10,000分の40以内の率を乗じて得た金額を、第1項に基づいて委託者が受ける報酬から毎年3月および9月の各末日後または投資一任契約終了時に支弁します。</u> <u>信託財産に属する「ニッセイ／パトナム・海外債券マザーファンド」の時価総額に毎日、年10,000分の14.5の率を乗じて得た金額を、第1項に基づいて委託者が受ける報酬から毎年6月および12月の各20日（休業日の場合は翌営業日）または投資一任契約終了時に支弁します。</u></p> <p>(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い) 第51条 (略) ②～③ (略) ④ 委託者は、第3項の受益者が自己に帰属する受益権の全部の口数について第54条第3項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第3項の規定にかかわらず、そのつど受益者に支払います。 ⑤～⑧ (略)</p> <p>(一部解約) 第54条 (略) ② <u>前項の場合の一部解約請求申込日がニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドン証券取引所、ロンドンの銀行のいずれかの休業日と同日の場合は、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受付は行いません。</u> ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受けた場合には、信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。 ④ (略) ⑤ (略) ⑥ (略) ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回</p>	<p>(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い) 第51条 (略) ②～③ (略) ④ 委託者は、第3項の受益者が自己に帰属する受益権の全部の口数について第54条第2項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第3項の規定にかかわらず、そのつど受益者に支払います。 ⑤～⑧ (略)</p> <p>(一部解約) 第54条 (略) (新設) ② 委託者は、<u>前項</u>の一部解約の実行の請求を受けた場合には、信託契約の一部を解約します。なお、<u>前項</u>の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。 ③ (略) ④ (略) ⑤ (略) ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回</p>

新	旧
<p>できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、<u>第4項</u>の規定に準じて算出した価額とします。</p>	<p>できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、<u>第3項</u>の規定に準じて算出した価額とします。</p>
<p>附則第1条 約款第12条第2項の「ニッセイグローバルバランスオープン自動けいぞく（累積）投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と取扱販売会社が締結する「ニッセイグローバルバランスオープン自動けいぞく（累積）投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、この場合「ニッセイグローバルバランスオープン自動けいぞく（累積）投資約款」は当該別の名称で読み替えるものとし、</p>	<p>附則第1条 約款第12条第2項の「<u>ニッセイ／パトナム</u>・グローバルバランスオープン自動けいぞく（累積）投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と取扱販売会社が締結する「<u>ニッセイ／パトナム</u>・グローバルバランスオープン自動けいぞく（累積）投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、この場合「<u>ニッセイ／パトナム</u>・グローバルバランスオープン自動けいぞく（累積）投資約款」は当該別の名称で読み替えるものとし、</p>
<p>1. 別に定める各信託 約款第12条第6項および第55条第1項の「別に定める各信託」とは次のものをいいます。 追加型証券投資信託「ニッセイグローバルバランスオープン（債券重視型）」 追加型証券投資信託「ニッセイグローバルバランスオープン（標準型）」 追加型証券投資信託「ニッセイグローバルバランスオープン（株式重視型）」</p>	<p>1. 別に定める各信託 約款第12条第6項および第55条第1項の「別に定める各信託」とは次のものをいいます。 追加型証券投資信託「<u>ニッセイ／パトナム</u>・グローバルバランスオープン（債券重視型）」 追加型証券投資信託「<u>ニッセイ／パトナム</u>・グローバルバランスオープン（標準型）」 追加型証券投資信託「<u>ニッセイ／パトナム</u>・グローバルバランスオープン（株式重視型）」</p>
<p>2. 別に定める親投資信託 <u>運用の基本方針および約款第20条第1項の「別に定める親投資信託（投資対象ファンド）」とは、次の親投資信託をいいます。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>国内株式を投資対象とするマザーファンド</u> 親投資信託「<u>ニッセイ国内株式配当利回り重視型マザーファンド</u>」 親投資信託「<u>ニッセイJPX日経400アクティブマザーファンド</u>」 親投資信託「<u>ニッセイ国内株式リサーチ・バリュエーションマザーファンド</u>」 ・ <u>海外株式を投資対象とするマザーファンド</u> 親投資信託「<u>ニッセイ／ブラウン・グローバル・リーダーズ株式マザーファンド</u>」 	<p>(新設)</p>

新	旧
<u>親投資信託「ニッセイ／サンダース・グローバル バリュー株式Ⅱ マザーファンド」</u>	